

**(仮称) 岩手県教育振興計画**  
**(たたき台)**

平成 30 年 7 月 19 日

岩手県教育振興基本対策審議会



# 目 次

## 第1章 岩手の教育をめぐる状況

1	岩手の教育の歩み	1
2	社会の変化	3
3	本県の教育の現状・課題	5

## 第2章 目標・取組の視点

1	目標	11
2	取組の視点	14
3	次期総合計画との柱立て項目の関係	16

## 第3章 具体的な施策の内容

### 【学校教育】

1	岩手で、世界で活躍する人材の育成	17
2	一人ひとりの学力を伸ばす学びの充実	21
3	豊かな人間性と社会性を育む学びの充実	24
4	健やかな体を育む学びの充実	27
5	共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	30
6	一人ひとりがお互いを尊重し、楽しく学べる学校づくり	33
7	安心して学ぶことができる質の高い教育の場づくり	36

### 【社会教育】

8	学校と家庭・地域が協働して子どもを守り、育てる仕組みづくり	41
9	人生のステージごとに学び続けられる場づくり	44



## 第1章

# 岩手の教育をめぐる状況

### 1 岩手の教育の歩み

我が国の近代学校教育は、明治5年(1872年)に交付された学制により開始され、2022年で150年目を迎えます。

この150年の長きにわたる教育史の中で、特に昭和22年(1947年)に制定された教育基本法は、教育の機会均等や教育水準の向上を図ることにより、我が国の発展に大きく貢献し、豊かな経済社会や国民の安心な生活を実現する大きな原動力となりました。

しかし、制定から半世紀以上が経過し、少子高齢化の進展など、教育をめぐる状況も大きく変化してきたことから、教育改革に向けた新たな一歩として、平成18年(2006年)に教育基本法の大きな改正が行われました。

この改正教育基本法の目的や目標を踏まえて策定された国の教育振興基本計画に基づき、「自立」「協働」「創造」を実現する生涯学習社会の構築を目指すという理念の下、様々な教育政策が推進されてきており、平成25年(2013年)からは、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣主導の「教育再生実行会議」による議論が新たに始まるなど、社会全体での教育改革が進められてきています。

本県では、多くの教育関係者のたゆまぬ研鑽の積み重ねによって築かれ、これまで培われてきた本県教育の優れた伝統と基盤を継承しながら、時代とともに変化する様々な教育を取り巻く環境や多様なニーズに対応するための取組を進めてきました。

平成27年(2015年)に50周年を迎えた地域ぐるみで子どもたちを育む本県独自の教育振興運動の基盤があり、平成17年(2005年)には、11月1日を「いわて教育の日」と定める「いわて教育の日に関する条例」が制定され、県民一人ひとりが教育の重要性を再認識し、本県における教育のあり方を考える契機となるよう、「いわて教育の日」のつどいをはじめとする様々な行事が毎年行われてきています。

学校教育では、平成19年(2007年)から全国学力・学習状況調査の実施が始まっており、本県独自に毎年実施している「学習定着度状況調査」も併せて、子ども

たちの学習状況をきめ細かく把握するとともに、「わかる授業」の実践に向けて、組織的な教員の授業力の向上や、家庭学習の充実などに取り組んできました。

また、PDCAサイクルに基づく目標達成型の学校経営を推進する「いわて型コミュニティ・スクール構想」など、地域を主体として教育課題の解決に取り組む教育振興運動だけでなく、学校を主体とした新たな家庭、地域との協働のあり方などを推進してきました。

社会教育では、平成13年（2001年）に県立美術館が新たに整備され、平成18年（2006年）には、県立図書館の移転整備による機能強化を図るなど、県民が生涯を通じて学び続けられるような環境づくりに努めてきました。

スポーツでは、平成28年（2016年）に「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」が開催され、県民の力強い応援によって後押しされた本県生徒の輝かしい活躍などもあり、県民総参加により盛会裏に終了することができました。

この大きな成果は、子どもたちが希望を持ってスポーツに親しむきっかけとなるなど、未来を切り拓くレガシー（財産）として次世代に引き継がれています。

また、野球の菊池雄星選手や大谷翔平選手、スノーボードの岩淵麗楽選手など、本県の豊かさやつながりの中で育まれた子どもたちが、全国や世界を舞台に活躍していることは、県民にとって大変誇らしいことであり、彼らの活躍を見て、岩手の子どもたちも、努力することや、将来に夢を持つことの大切さを、身近に感じることができています。

文化芸術では、平成23年（2011年）6月に中尊寺・毛越寺などの「平泉の文化遺産」、平成27年（2015年）7月に釜石市の橋野鉄鉦山・高炉跡などの「明治日本の産業革命遺産」がそれぞれ世界遺産に登録され、現在は、一戸町の御所野遺跡などの「北海道・北東北の縄文遺跡群」が新たに世界遺産登録を目指しています。

平成21年（2009年）9月には、「早池峰神楽」がユネスコの無形文化遺産として登録されるなど、本県に伝わる文化芸術が世界的に認められてきており、子どもたちの文化芸術活動においても、県立不来方高校音楽部が全日本合唱コンクールにおいて最高賞である文部科学大臣賞を3年連続で受賞するなど、多くの子どもたちが個性と創造性あふれる素晴らしい活躍を見せてくれています。

### ① 人口減少・少子化・高齢化の進行

我が国の人口は、2008年をピークとして減少局面にあり、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少し、65歳以上が総人口の3割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

また、児童生徒数も、少子化の影響から、近年減少傾向にあり、2017年の調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

本県においても、人口は1997年以降減少を続け、2018年は124万5千人と、ピークであった1985年の約145万人と比べ、約14%減少しており、また児童生徒数についても、1981年の26万4千人をピークに、年々減少を続け、2017年には12万9千人と、ピーク時に比して51%も減少し、今後さらに減少することが見込まれています。

### ② 急速な技術革新への対応

高度情報化の進展により、スマートフォンなどICTの利活用が世代を超えて広がってきている中、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて、「人工知能（AI）」や、あらゆるモノをインターネットとつなぐ「IoT」、個々のニーズに即したサービスの提供等が可能となる「ビッグデータ」の活用など、私たちの生活に質的な変化をもたらされてきています。

こうした急速な技術革新による将来の予測が困難な時代を生き抜いていくためには、様々な可能性を持つ子どもたちを、困難に立ち向かうことを恐れずに新たな価値を創造できる人材に育成していくことが求められています

### ③ グローバル化の進展

グローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化する中、多様で持続可能な社会の構築に向けた教育の理念がますます重要になっています。

特に、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが求められています。

#### ④ 子どもの貧困など社会経済的な課題への対応

日本の子どもの貧困率は、1980年代から上昇傾向にあり、今日では実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされ、OECD加盟国の中で最悪の水準となっています。

貧困状態の世帯で育つ子どもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せない傾向があることが明らかになりつつあります。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていくことが重要です。

#### ⑤ 地域間格差の拡大

人口の東京への一極集中の傾向が加速し、東京圏とその他の地域との間では、一人当たりの県民所得等に差が生じており、大学進学率についても、都市部では高く地方では低い傾向が見られるなど、地域差が生じています。

#### ⑥ 東日本大震災津波からの復旧・復興

本県は平成23年（2011年）3月11日に東日本大震災津波により、沿岸部を中心に甚大な被害を受けました。

東日本大震災津波からの復旧・復興に向け、国内外から多くの支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に取り組んでいるところですが、本県には、この教訓を後世にしっかりと伝承し、安全・安心な地域社会の構築に向け、県内外に発信していく責務があります。



前述したとおり、人口減少や少子高齢化が進行し、AIやIoTなどの急速な技術革新への対応が迫られるなど、社会や生活が大きく変化する時代を豊かに生き、未来を拓く多様な人材を育成していくためには、学校教育において、基礎的・基本的な学力を確実に習得させるなど、時代を超えても変わらない教育の基盤となる「不易」の部分の継続していくとともに、人口減少社会や高度情報化社会、グローバル化社会など、様々な環境変化に対応できるような教育の一層の「変革」をしっかりと進めていく必要があります。

また、人生100年時代や超スマート社会を迎えるにあたり、一人ひとりの人生が豊かで活気のある地域社会を持続していくためには、文化・スポーツ活動なども含めた、生涯にわたって学び続けられる環境づくりが求められています。

こうした変革や環境づくりを進めていくうえで、近年、ブータンをはじめ世界の国々や国際機関において、人々の「幸福度」に着目した研究やその政策への活用が進められており、経済的な尺度では測ることができない心の豊かさや、地域や人のつながりなどを大切に、一人ひとりの幸福度を高める社会づくりという視点が求められてきています。

幸い、本県には、県民一丸となって取り組んできた復興の実践で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢と「つながり」を大切にしてきた強みがあることから、県では、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、「岩手の幸福に関する指標」研究会から示された「主観的幸福感に関する12の領域」をもとに、「健康・余暇」、「家族・子育て」、「教育」、「居住環境・コミュニティ」、「安全」、「仕事・収入」、「歴史・文化」、「自然環境」とこれらの分野を下支えする共通的平台としての「社会基盤」を加えた9つの政策分野を設定し、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開していくこととしました。

そこで、本県の教育の現状・課題と今後の方向性についても、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、「幸福」を守り育てる社会を岩手から創り上げていくという視点で整理した現状・課題等について、未来を拓く多様な人材を育成するための「学校教育」と、生涯にわたって学び続けられる環境を整える「社会教育」の2つに大きく分けて、次のとおり示します。

## ① 子どもたちをめぐる課題

- ・ 社会と連携・協働し、新しい時代に必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、新学習指導要領が 2020 年度から順次実施されることに伴い、小学校の外国語教育などの新しい教科等への対応と、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進していくことが求められています。
- ・ 全国学力・学習状況調査結果では、授業の内容が分かると答える児童生徒が継続して増加していますが、特定の教科について全国平均との差が生じているほか、全国と比較して家庭学習時間が少ない現状にあることから、家庭学習の定着や教員の授業力向上への取組が課題となっています。
- ・ 携帯電話やスマートフォンなどが子どもたちにも急速に普及したことで、多様な情報に触れることが容易になった一方、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用により犯罪に巻き込まれる事例や、インターネット上で誹謗中傷が深刻化するなどの課題が顕在化してきており、情報モラル教育をはじめ、子どもたちが適切に情報を取り扱う能力や、情報社会に主体的に対応する力を育成していく必要が学校教育にも求められています。
- ・ 平成 28 年（2016 年）に開催された希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を契機として、児童生徒の運動やスポーツに対する意識が高まってきている中で、運動時間の多い児童生徒の割合や運動能力の高い児童生徒の割合が全国平均を上回っているものの、肥満傾向の児童生徒が全国平均を上回っているなど、運動に積極的に取り組む子どもと、そうでない子どもとの二極化傾向が進んでいるため、運動習慣を定着させる取組が求められています。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、教育インフラの充実が遅れており、一人ひとりの子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた支援や指導が求められています。

- ・ いじめ認知件数の増加は、学校において積極的な認知が進んでいる実績としては評価できる一方、いじめを一因とする自殺等の重大な事案の発生を防止するためにも、いじめの未然防止と早期に認知したいじめを組織的な指導体制等により、適切に対処していくことが、今後、なお一層求められています。
- ・ 暴力行為の発生件数は、いじめの積極的な認知の促進に伴い、けんかなどのいじめが暴力行為へも計上されており増加傾向にあるものの、今後も全国水準より低い推移を維持しながら暴力行為の未然防止、早期発見・早期対応に力を入れて取り組む必要があります。
- ・ 不登校児童生徒数は、全国の中でもトップクラスに低い水準を維持していることから、いじめや学校不適應などの不登校原因の実態把握をしっかりと行い、引き続き、心のサポートや相談体制の充実に取り組む必要があります。

## ② 教職員の人材確保・育成と環境整備

- ・ 定年による教員の大量退職や志願者数の減少などにより、全国的な教員不足が顕在化してきており、本県においても、今後、教職員の大量退職が続くことが見込まれていることから、多様な評価に基づく採用選考試験などにより、高い志を持つ有為な教職員の確保を図っていく必要があります。
- ・ 教員の資質能力の向上は、主として現場における実践の中で知識・技能が伝承されることにより行われてきましたが、今後、教職員の大量退職により、新採用職員等の増加が見込まれること等から、教員のスキルを組織的にどのように継承していくかということなどが課題となっています。
- ・ 学校現場に求められる役割や期待が増大し、教員の負担が増加している中で、献身的教師像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を継続させていくことが困難となっていることから、「チームとしての学校」の推進など、学校における働き方改革を進めていく必要があります。

## ③ 高校卒業後の進学や就職を取り巻く環境

- ・ 平成 29 年 3 月の県内高校卒業生の大学等への進学率は 43.6%で、全国平均の 54.8%に対し低い水準にありますが、年々大学等への進学率が増加している傾向にある中で、高校と大学の円滑な学びの接続や、2020 年度から導入される

大学入学共通テストなどの大学入試制度改革への対応が求められています。

- ・ 労働市場構造や若者の職業観が変容してきている中、生産年齢人口の減少による全国的な人材獲得競争が激しさを増しています。

本県でも、近年、北上川流域を中心に自動車や半導体関連産業などの産業集積が急速に進み、県内企業の人材不足が深刻化している中で、平成29年3月の県内高校卒業生の県外企業等への就職率は、全国平均が18.8%であるのに対し、32.2%と依然高い傾向にあります。

地域産業を支える人材を確保していくためには、岩手でも確かな雇用の機会が得られ、魅力ある企業が多数あることを子どもたちや保護者・教職員が十分に理解することが重要であり、大学等卒業後のU・Iターン等も見据えたキャリア教育など、産業界とも連携した取組を充実させていくことが求められています。

#### ④ 学校の統廃合や施設の老朽化

- ・ 児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模化が進行する中で、教育の質の保証と学ぶ機会の保障を推進していく必要があります。

また、学校施設や社会教育施設の老朽化が進行していることから、計画的に施設の改修を行うなど、児童生徒が安心して学べる施設整備を進める必要があります。

## ② 社会教育における現状と課題

### ① 家庭の状況変化

- ・ 三世帯世帯の割合が減少し、ひとり親世帯が増加傾向にあるため、子育ての悩みなどを身近に相談できる相手がいない家庭の増加など、地域社会との関わり方が変容してきています。

教育を学校や他人に任せがちな親や、子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな親に対して、地域と連携して家庭教育の重要性の啓発や親の意識改革を図るなど、学校だけではなく、社会全体の教育力を向上させていくことが必要です。

### ② 地域コミュニティの変化

- ・ 都市部における人間関係の希薄化や、農村部における人口減少などにより地

域コミュニティの力が低下してきており、地域の課題を地域で解決できなくなってきた傾向にあります。

このため、教育振興運動などを通じた学校運営への参画や、文化芸術・スポーツなども含めた生涯学習を通じた地域活動やボランティア活動などの活性化を促すことにより、地域コミュニティの維持向上が図られていくことが期待されます。

### ③ 人生 100 年時代の到来

- 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、平均寿命が著しく伸長し、今後、人生 100 年時代の到来が予測されている中、情報化やグローバル化の進展に伴う新しい知識・技術の習得や、心の豊かさや生きがいづくりなど、生涯にわたった多様な学習ニーズが高まっています。

また、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中では、生涯にわたって自ら学習し、学んだ知識や技能を生かして、定年後も働き続けるなど、地域社会に貢献し続ける人材が求められています。

このため、多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたって地域で活躍してもらうための学び続けられる環境づくりが今まで以上に重要となっています。

### ④ 文化芸術・スポーツへの関心の高まり

- 文化芸術では、「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」が世界遺産に登録されるなど、本県の風土や伝統に根差した文化芸術が世界的に認められてきています。

また、スポーツでも、平成 28 年（2016 年）に開催した「希望郷いわて国体・いわて大会」に始まり、ラグビーワールドカップ 2019™の釜石開催や、東京オリンピック 2020 の開催などを通じて、県民のスポーツへの関心が年々高まってきました。

地域における文化芸術やスポーツに触れる機会の増大は、子どもたちの心身の健やかな成長に加え、地域への誇りや愛着を深めるきっかけとなるとともに、それに関わる地域の人々の生涯を通じた学びにもつながっていくことから、学校教育だけでなく社会教育の面でも重要な役割を担います。



## 第2章 目標・取組の視点

### 1 目標

#### 基本理念

### 「学びと絆で夢と未来を拓く教育創造県いわて」 の実現

～人を育む教育は社会形成の礎～

少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化が急速に進展し、人口減少社会へ突入していくことは避けられない状況となっている中、我が国が将来にわたって飛躍していくためには、資源に乏しい我が国にとって、人こそが最大の資源であり、個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる人材を社会全体で育てていくことが不可欠です。

未来の岩手をつくるのは、未来に生きる今の子どもたちです。人口減少が止まらず、ふるさと岩手の将来が危惧される中、子どもたちを守り育て、一人ひとりの夢の実現をどのように支えていくかが、これからの岩手を創っていく礎となります。

また、人生100年時代を迎えるにあたり、子どもたちを育むだけでなく、生涯を通じた学び直しやキャリアアップを通じて元気に活躍し続け、何歳になっても未来に夢と希望をもって暮らすことができる社会を実現していくことが、今後ますます重要となってきます。

県民一人ひとりにそのことを再認識してもらい、岩手らしさである多様な豊かさをつながりの中で育む「学び」と、東日本大震災津波を経験し、世界中の人々からの応援に支えられながら県民一丸となって復興に取り組んできた「絆」の力のもと、全ての人々が自らも学び続け、その成果を社会に生かしていきながら、主体的・相互的に教育に携わっていく県民総参加の「教育創造県いわて」を実現していくことが必要です。

また、県民が一丸となるためにも、教育委員会においては、全ての教職員に対して教育に携わる職業人として倫理観、使命感の一層の醸成に努めながら、県民の皆様からの信頼と期待に応えていきます。

今後10年間の岩手の教育振興は、「学びと絆で夢と未来を拓く教育創造県いわて」の実現を基本理念に、「学校教育」と「社会教育」を柱とする、次の2つの「目指す姿」の実現に向け、県民、教育関係者等の力を結集してその実現に一体となって取り組んでいきます。

## ■ 目指す姿

### 1 学校教育における目指す姿

子どもたちが、地域とともにある学校において生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けています。

本県には、多くの偉人を育ててきた人づくりの土壌があります。

岩手の地にしっかりと足をつけ、リーダーとして地域を支える人材や、全国・世界の舞台で活躍しながら岩手とのつながりを持ち続ける人材が、この岩手の地から数多く輩出されてきていることにより、将来に夢を持ち努力し続けることの大切さを、岩手の子どもたちも身近に感じることができるようになってきています。

様々な可能性を秘めた岩手の子どもたちが、地域の歴史や文化などに触れながら自己を実現するための夢や希望を持って育ち、将来、岩手で、世界で活躍していくための教育を進めていくことは、次世代の子どもたちが郷土への愛着や誇りを育むことにもつながり、紡がれた夢の広がり、豊かで希望あふれる岩手の未来を持続可能なものにしていきます。

夢に向かって歩いていく子どもたちを育てていくことが教育の使命であり、そのためには、岩手のもつ自然環境や様々な歴史、文化の資源など、多様な豊かさや地域とのつながりの中で、知・徳・体を総合的に兼ね備えた社会に適応する能力を育てる人間形成を目指し、岩手の子どもたちに「生きる力」をしっかりと身に付けてもらう学びを実践していきます。



県民が主体的・相互的に連携しながら、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加を通じて、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。

健康志向の高まりや医学の進歩、生活水準の向上等により、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来が近づいてきています。

長い人生を健康で心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自ら学習し、生き生きと学び続けられる環境づくりが求められています。

いつまでも元気に社会の中で活躍し続けることは、地域づくりや文化芸術・スポーツ活動への参加などを通じて、豊かで活気のある地域社会の形成にも貢献することにつながります。

また、県民一人ひとりが学び続けていくことにより、自らの生活を充実させるとともに、人生の教師役として、地域の子どもたちの育成にも関わってもらうなど、本県の人と人とのつながりを大切にする「結（ゆい）」の精神と「絆」の力のもと、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動による学校と家庭・地域の協働など、県民総参加の「教育創造県いわて」の実現にもつながっていきます。

## 2 取組の視点

基本理念のもと、2つの目指す姿を実現していくうえで、ポイントとなる3つの取組の視点を掲げます。

### 視点1

### 岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進

岩手には豊かな自然環境や、世界遺産である「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」に代表される様々な文化財や伝統文化、原敬、後藤新平、新渡戸稲造、宮澤賢治など多くの偉人を輩出してきた歴史などがあります。

また、「結（ゆい）」の精神や、50年以上の長きにわたり地域ぐるみで岩手の子どもたちを育ててきた教育振興運動など、人と人とのつながりを大切にしてきた土壌もあります。

このような、自然環境などの多様な豊かさや、本県の長い歴史の中で引き継がれてきた地域コミュニティや伝統文化の力、県民みんなで支え合う人と人とのつながりなどの岩手ならではの強みを本県の学校教育にしっかりと位置付け、郷土を愛し、本県の未来を支えていく人材を岩手の教育で育てていく「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」を推進していくことが、「学びと絆で夢と未来を拓く教育創造県いわて」の実現に向けて取り組んでいくための重要な視点となります。

本県は平成23年（2011年）3月11日に東日本大震災津波を経験し、多くの尊い命が犠牲になり、子どもたちにも深い悲しみと心の傷を与え、多くの学びの場が奪われました。

忘れることができない大変つらい経験ではありましたが、その一方で、自然の怖さや命の大切さ、困難に直面してもあきらめることなく自ら考え行動する力、人とのつながりや助け合いの重要性など、多くの教訓を残してくれました。

この経験や教訓を学びに変え、県内外に発信し、後世に語り継いでいくことは、まさに、本県だからこそできる教育、やるべき教育の推進であります。

## 視点2

### 本県に愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成

人口減少や少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口が減少する中、全国的に様々な産業の分野において、慢性的な人手不足が懸念されています。

本県においても例外ではなく、農林水産業や医療・福祉・介護、商工業分野などの人材不足が深刻化しており、地域に定着し、地域産業を支えていく人材を、岩手の教育の中でしっかり育成していくことが急務です。

郷土への愛着や誇りがあれば、地域に残り、郷土をもっと良くしていきたいという「ふるさと振興」の意識が一層高まり、それが地域の発展を支える人材の定着につながっていきます。

また、県外や外国で生活していたとしても、郷土への思いや、これまでのつながりが様々な形を変え、岩手の発展を支援することにつながっていきます。

第4次産業革命やグローバル化の進展など、急激に変化する時代に対応し、持続的に発展が可能な地域社会を形成していくためには、地域の伝統文化や産業を支える人材育成は不可欠であり、そのためには本県への愛着や誇りを持つ意識を醸成していく視点が、これからの本県の教育には求められています。

## 視点3

### 学びの場の復興の更なる推進

東日本大震災津波の発災から（8）年が経過しましたが、被災した方々が安心して心豊かに暮らせる生活環境の実現に向け、支援体制を継続していくことが求められています。

このため、教育分野においても、県政の最重要課題の一つである東日本大震災津波からの復興を着実に推進していくため、地域の復興や防災に関する教育を推進していくとともに、被災した児童生徒の就学支援や心のサポートに、長期的な視点に立って、引き続き取り組んでいく必要があります。

### 3 次期総合計画との柱立て項目の関係

次期総合計画との柱立て項目の関係を次のとおり整理します。

#### 次期総合計画

幸福を守り、育てる9つの政策分野

##### ① 健康・余暇

- ◆ 人生のステージごとに学び続けられる場づくり

##### ② 家庭・子育て

- ◆ 学校と家庭・地域が協働して子どもを守り、育てる仕組みづくり

##### ③ 教育

- ◆ 一人ひとりの学力を伸ばす学びの充実
- ◆ 豊かな人間性と社会性を育む学びの充実
- ◆ 健やかな体を育む学びの充実
- ◆ 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
- ◆ 一人ひとりがお互いを尊重し、楽しく学べる学校づくり
- ◆ 安心して学ぶことができる質の高い教育の場づくり
- ◆ 岩手で、世界で活躍する人材の育成

##### ④ 居住・コミュニティ

##### ⑤ 安全

##### ⑥ 仕事・収入

##### ⑦ 歴史・文化

##### ⑧ 自然環境

##### ⑨ 社会基盤

#### 教育振興計画（仮称）

学校教育と社会教育の2つの政策分野

##### ① 学校教育

- ◆ 岩手で、世界で活躍する人材の育成

- ◆ 一人ひとりの学力を伸ばす学びの充実
- ◆ 豊かな人間性と社会性を育む学びの充実
- ◆ 健やかな体を育む学びの充実
- ◆ 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
- ◆ 一人ひとりがお互いを尊重し、楽しく学べる学校づくり
- ◆ 安心して学ぶことができる質の高い教育の場づくり

##### ②

- ◆ 学校と家庭・地域が協働して子どもを守り、育てる仕組みづくり
- ◆ 人生のステージごとに学び続けられる場づくり

## 第3章 具体的な施策の内容

本章では、第2章で示したとおり、「学校教育」と「社会教育」の2つ政策分野における、今後10年間に実施する9つの具体的な施策の内容について、それぞれ次のとおり示します。

### 学校教育

#### 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

##### (1) 現状と課題

- 1 東日本大震災津波の教訓を生かした「いわての復興教育」が定着し、復興教育プログラムに基づく教育活動の推進を図ってきたところですが、発災からの時間の経過や記憶の風化、震災後の様々な社会状況の変化を踏まえ、震災の経験や教訓を県内外に発信し、後世に語り継ぐ活動を引き続き推進していく必要があります。
- 2 人口減少・少子高齢化が進行する中、ふるさと振興を推進するため、児童生徒や保護者に対し地域産業を支える地元企業への理解や関心を高める必要があります。  
また、本県は、司馬遼太郎の著書の中で「明治以降の日本における最大の人材輩出県」と記されているなど、政治家や学問・思想の世界の優れた人物をはじめ多くの偉人を育ててきた県であることから、本県の子どもたちに岩手にゆかりがあることの誇りやふるさとへの愛着を醸成していく必要があります。
- 3 県内全ての公立小学校・中学校等及び県立学校では、「いわてキャリア教育指針」に基づく全体計画が作成され、児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育成する基盤の形成が進んでおり、また、本県における産業立地の進展を視野に、若者の県内定着を促進するためにも、ライフデザインを含めた一層のキャリア教育を推進していく必要があります。
- 4 グローバル化、情報化社会が進展する中、広い視野を持って岩手と世界をつなぐ人材（グローバル人材）、国際的な視点を持って地域で活躍する人材（グローバル人材）、イノベーションを創出する人材の育成や、優れた才能・個性を伸ばす教育環境を整備していくことが求められています。

## ② 目指す姿

- 1 東日本大震災で得られた教訓等を学ぶ「いわての復興教育」の推進により、児童生徒が復興教育の理念に基づく「いきる」「かかわる」「そなえる」という3つの教育的価値を身に付けています。
- 2 産業界とも連携し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育・職業教育の推進により、社会人・職業人として自立するために必要な基礎的素養や、社会の変化に対応し主体的に人生計画を立てて進路を選択できる能力が身に付いています。
- 3 英語をはじめとした外国語教育の強化や国際理解を促進するための交流事業の推進により、世界や地域で活躍するグローバル人材、グローバル人材が育っています。
- 4 科学技術やものづくり・理科・数学などに対する関心を高めるための教育環境整備の推進により、岩手の産業や地域を支える人材や、世界で活躍する人材など、優れた才能をもった児童生徒が育っています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

## ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 「いわての復興教育」の推進
  - ・ 実践的なプログラムが、学校を中心に保護者や地域と連携して実施され、長期的な視点で東日本大震災津波の教訓や教育的価値が継承されるよう、「いわての復興教育」の理念を共有するための沿岸部の学校と内陸部の学校との交流や、地域と連携した防災教育などに取り組んでいきます。

## 2 ふるさとを愛し、社会に貢献する教育の推進

- ・ 学校と地域が連携した岩手の歴史や偉人・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加など、地域に育てられ、地域の良さを知ることにより、ふるさとへの理解醸成を推進します。
- ・ 県内の産業界等と連携して企業見学や企業説明会等を実施し、児童生徒や保護者及び教員の地元企業等への理解を促し、進路選択の際に地元企業への就職が優先的に検討されるようにするなど、地域産業を担う人材を育成します。

## 3 岩手と世界をつなぐ人材の育成

- ・ 修学旅行や海外派遣等による国際交流等を通じて、異なる文化の理解や外国人との触れ合いを深める体験交流を推進します。
- ・ 小学校からの英語教育の推進や、英語能力測定テスト、イングリッシュ・キャンプ、研究授業等の実施などにより、生きた英語に触れる機会を増やすとともに、英語学習への更なる動機付けを行い、コミュニケーション能力の向上を図ります。

## 4 社会人・職業人として自立するための能力を育むキャリア教育の推進

- ・ 全ての公立小学校・中学校等及び県立学校が策定している「キャリア教育全体計画」を各地域の実情及び変化に応じて毎年度見直しを行い、着実に実施していきます。
- ・ 児童生徒が、職業をより現実的に考えることができるよう、発達段階に応じて職場体験、インターンシップ等の体験的な学習を充実させるとともに、県内の産業界等と連携して、企業見学や説明会等を実施し、児童生徒や保護者及び教員の地元企業等への理解を深める取組を推進します。

## 5 生涯を見通した生活設計とライフデザイン能力の育成

- ・ 外部人材等を活用した講義や体験活動を充実させることにより、児童生徒が主体的に人生設計を立て、決定する「人生設計力」の育成を図ります。

## 6 イノベーションを創出する人材の育成

- ・ 科学技術・ものづくり・理科・数学への関心を高めるため、専門人材による講演や研究事業等を活用しながら、児童生徒の科学技術等への探究心を高める取組を行います。
- ・ 産業界と連携し、これからの技術革新に対応するために求められる能力・スキルを共有の上、専門技能等の習得を含めた教育の充実を図ります。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、復興教育プログラムやキャリア教育指針等に基づき、それぞれの実情に応じて、実践的な復興教育及びキャリア教育に取り組みます。

また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、県等が実施した国際的な人材を育成する事業に参加した児童生徒を中心に、各学校においてその成果を他の児童生徒へ波及させる工夫を行い、学校の外国語教育等への充実に取り組みます。

2 家庭、地域及び企業は、学校と連携し復興教育やキャリア教育を進め、地域を支える人材やイノベーションを創出する人材を育成します。

3 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域及び関係機関との連携の下に、復興教育の考え方や実践例を紹介し共通理解を図りながら、学校の取組を支援します。

グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、様々な生きた外国語に触れる交流事業等を実施し、児童生徒が体験できる機会を拡充します。

学校におけるキャリア教育や理数教育の充実に向けて、各産業界についての情報などを提供しながら、学校の取組を支援します。

#### (5) 具体的な推進方策



## 2

## 一人ひとりの学力を伸ばす学びの充実

## (1) 現状と課題

- 1 本県では、児童生徒同士や教師と児童生徒とのコミュニケーションによる協働的な授業を実感している児童生徒の割合が全国と比べて高い状況にあります。学習指導要領に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらに推進する必要があります。
- 2 全国学力・学習状況調査及び県小・中学校学習定着度状況調査等を活用した学力向上対策に取り組んでいますが、全国学力・学習状況調査によると、全国平均を大きく下回っている教科があります。
- 3 授業と連動した計画的な家庭学習の充実に取り組んでいますが、県小・中学校学習定着度状況調査によると、家庭での学習時間が全国平均と比べて少ないといった状況にあります。
- 4 急激に社会が変化していく中で、児童生徒自らが主体的に、希望する進路を実現できる環境を整備し、未来を開拓する多様な人材を育成する必要があります。

## (2) 目指す姿

- 1 各学校において、学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が行われ、幼児児童生徒が学習意欲を持ち、一人ひとりが基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や主体的に学ぶ態度が身に付いています。
- 2 学力の定着を一層図るために、保護者が主体的に子どもの家庭学習に関わるなど、家庭や地域と連携・協働した家庭学習等の充実により、幼児児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着が図られています。
- 3 産業界が求める人材や、国において進められている高大接続改革等の方向性を見据え、学習指導方法の充実や学校評価の改善に向けた取組を進め、生徒が目指す進路が実現されています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

### ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 主体的・対話的で深い学びの充実など、学習指導要領の着実な実施

- ・ 学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程を推進するため、全ての教員に学習指導要領の内容の周知と理解を図り、幼児児童生徒が身に付けるべき資質・能力の明確化や、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業改善を推進します。
- ・ 子ども・子育て支援新制度等に基づき、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼稚園等と小学校教育の円滑な接続を行います。

#### 2 学習状況調査などを活用した切れ目のない組織的な授業改善の推進

- ・ 児童生徒の学習上のつまづきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、県小・中学校学習定着度状況調査等の改善と全国学力・学習状況調査及び県小・中学校学習定着度状況調査等の効果的な分析・活用、各学校が行う授業づくりの支援、異校種の連携などを推進します。
- ・ 教科横断的な視点等による学校組織を挙げた授業改善や、学力向上に向けた地域、家庭との連携に取り組み、効果的なカリキュラム・マネジメントの定着を推進します。
- ・ 授業と連動した計画的な家庭学習の充実により、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能を定着させ、習得した知識・技能を様々な生活・学習場面に活用する力を高めます。
- ・ 学習面、生活面へのきめ細かな指導等の充実を図るため、少人数教育を推進します。
- ・ 優れた授業実践を題材とした研究協議や「授業力向上研修」をはじめとする基本研修等を充実させ、教員の授業力向上を通して児童生徒の学力向上を図ります。

- ・ 授業の目的に合わせたICT機器の効果的な活用や、種々の学習調査結果等のビッグデータに基づく、指導方法の工夫による「わかる授業」の取組を推進します。
- ・ 各学校の地理的環境や特色を生かした教育課程を推進し、「身近な学び」を通じた児童生徒の学習意欲の向上を図ります。

### 3 特色ある教育課程の推進などによる生徒の進路実現の推進

- ・ 高い志を持つ高校生の進学等の支援を進め、次世代の本県を担うリーダーや地域課題解決に貢献する高度な知識を持つ人材の育成を図ります。
- ・ 高大接続改革等を通じて求められている学力の三要素を多面的・総合的に評価する「真の学ぶ力」を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、高等学校と大学等が連携した探究活動の実践などを行います。

## (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、学校長のマネジメントのもと、各学校がそれぞれの課題に応じた学力向上対策へ組織的に取り組むとともに、児童生徒の学習上のつまずきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、学力向上のためのPDCAサイクルに基づく取組を推進します。
- 2 家庭は、家庭学習の習慣付けや学習に関する動機付けなど、家庭における学習環境の改善に取り組めます。  
また、早寝早起きや、テレビやスマートフォンの適切な視聴や使用など、家庭における生活習慣の改善に取り組めます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、連携を強化しながら、学力向上に組織的に取り組む各学校の優良事例等を他の学校に広げ、教員の指導力等資質の向上を図るとともに、家庭・地域と協働した各学校の家庭学習の充実などの取組を支援します。

## (5) 具体的な推進方策

### 3 豊かな人間性と社会性を育む学びの充実

#### (1) 現状と課題

- 1 社会の中で共存していく人間性や社会性を育成するため、児童生徒の発達段階に応じて、道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳科」の授業を要とする道徳教育の充実が求められています。
- 2 児童生徒を対象にした意識調査によると、自己肯定感を持つ児童生徒やいじめをいけないことだと思う児童生徒の割合は増加していますが、全ての児童生徒に豊かな情操や他者を思いやる心を浸透させるため、なお一層、そのような意識を醸成していく必要があります。
- 3 本県の小学生の読書率は全国的に高くなっており、さらに児童生徒や幅広い世代に読書の楽しさを実感させ、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成する必要があります。
- 4 文化芸術鑑賞や文化部活動などを通じて、伝統文化等に親しんでいますが、さらに豊かな情操や感性を醸成するため、郷土の伝統文化や一流の文化芸術に触れる機会を充実させる必要があります。
- 5 家庭や地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮し、学校と一体となって児童生徒に人間性と社会性を育むため、学校や家庭及び地域社会のそれぞれの役割と責任を確認し、相互の連携を一層強めていく必要があります。
- 6 社会の中で自立していくため、主権者として他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を育成することが求められています。

#### (2) 目指す姿

- 1 児童生徒一人ひとりが、学校、家庭及び地域との連携による道徳教育の充実や、自然から学ぶ体験活動等を通じて、豊かな情操や自己肯定感が育成されるとともに、良好な人間関係を構築できる協調性や、自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重するなどの基本的な道徳性や規範意識が身に付いています。
- 2 文化芸術鑑賞や文化部活動などにより、生涯を通じて伝統文化や芸術に親しむことにより、豊かな素養が身に付いています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

### ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
  - ・ 小学校・中学校等における「特別の教科 道徳」の実施により、答えが一つでない道徳的な課題に向き合う「考え、議論する道徳」の実現に向け、指導方法の改善を図るための研修の充実を図るとともに、高等学校を含めた教育活動全体を通じた道徳教育を、教育振興運動などとも連携しながら推進します。
- 2 自己肯定感の高まりなどを通じた豊かな心の育成
  - ・ 経験の中から児童生徒が達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けるため、学校における体験活動を推進するとともに、家庭での「お手伝い」や地域で行われる自然体験や奉仕体験などの様々な体験活動への参加を促します。
  - ・ 本を読むことの楽しさを実感できる多様な読書活動に取り組み、多くの本とのかかわりを通して、物事に主体的にかかわり素直に感動できる豊かな情操を育てるため、読書ボランティアと連携した読み聞かせの実施や、学校司書の配置拡充などによる学校図書館を活用した読書活動を充実します。
- 3 学校における文化芸術教育の推進
  - ・ 豊かな感性や創造性を育むため、博物館、美術館及び図書館などの連携を図りながら、学校教育における文化芸術鑑賞や体験機会を充実します。
  - ・ 中学校・高等学校における文化部の一層の活性化に向けて、文化芸術活動の技能の向上などの支援を行います。
- 4 主権者教育などによる社会に参画する力の育成
  - ・ 公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うため、地域課題の学習等を通じて主権者としての社会的な自立に向けた主権者教育や、消費者としての判断力と責任の自覚を促す消費者教育などに

取り組みます。

- ・ 児童生徒が自分の思いや考えを適切に表現し、お互いの考えや気持ちを認め合うことができるよう、各教科等における討論や、学年間交流・異校種間交流などを推進します。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、「豊かな人間性や社会性を育む教育」を学校経営計画の重要な柱として明確に位置付け、道徳教育や体験活動、文化芸術活動などに取り組んでいきます。
- 2 家庭は、「お手伝い」や地域で行われる様々な体験活動に、積極的に子どもを参加させます。
- 3 地域及び企業等は、学校と協働して行う地域学校協働活動としてのボランティア活動や読書活動などの様々な体験活動への支援、協力を行います。
- 4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域や関係機関と協働した各学校における道徳教育や、読書活動や体験活動の充実などの取組を支援します。

#### (5) 具体的な推進方策

## 4 健やかな体を育む学びの充実

### (1) 現状と課題

- 1 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催や、ラグビーワールドカップ 2019™、東京オリンピック・パラリンピック 2020 などの開催など、運動やスポーツに対する県民の意識が高まっており、これを契機に生涯にわたって運動に親しむ基礎を培うことが求められています。
- 2 児童生徒の一週間の総運動時間の平均や体力合計点の平均、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合は全国を上回っているが、肥満傾向と判定される児童生徒の割合が全国平均を上回っています。  
また、運動に積極的に取り組む子どもと、そうでない子どもとの二極化傾向が見られます。
- 3 体力・運動能力調査の総合評価 A・B・C 段階の児童生徒の割合は震災前の平均値を上回る状況まで回復してきましたが、昭和 60 年のピーク時と比較すると依然として低い水準にあります。
- 4 生徒の多様な学びの場である部活動は、長時間練習や教職員の多忙化による様々な弊害が指摘されてきており、部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）を含め、適切な部活動を推進していく必要があります。
- 5 生活習慣が多様化する中で、朝食を欠食するなどの食習慣の乱れが心身に悪影響を及ぼしており、改善が必要です。

### (2) 目指す姿

- 1 全ての児童生徒が自らの体力や健康に関心を持ち、体育の授業や部活動を通じて運動に親しむ資質や能力を身に付けることにより、健康の保持増進と体力の向上を図り、生涯にわたって健康な生活に必要な力を育成します。
- 2 家庭や地域と連携した健全な食生活と、健康と命の大切さを教える学校保健活動や食育等により、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎が培われ、望ましい生活習慣が身に付いています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

### ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実

- ・ 体力・運動能力調査の実施及び分析により、各学校が現状と課題を明確にとらえ、体力・運動能力の向上に係る目標を設定し、体育・保健体育授業の改善・充実を図り、「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成します。
- ・ 「希望郷いわて元気・体力アップ 60 運動」を通じて運動の習慣化を図り、児童生徒の実態に合わせて、意図的・計画的に1日 60 分以上、運動やスポーツに親しむことができるようにします。
- ・ 学校における体育・保健体育授業を通じ、体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導の充実を図ります。
- ・ 児童生徒のスポーツへの興味・関心を高めるため、オリンピック・パラリンピアンを各学校へ派遣するなど、オリパラ教育を推進します。

#### 2 適切な部活動体制の推進

- ・ 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむ環境づくりを推進するために、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」の着実な浸透に努め、適切な部活動の指導体制の充実を図ります。
- ・ 本県の競技スポーツにおける高校生の選手強化、競技力向上を図るため、公立高等学校に岩手県スポーツ特別強化指定校を指定するとともに、優秀指導者を認定のうえ、特別強化指定校へ長期的に配置します。



### 3 健康教育の充実

- ・ 肥満は、生活習慣病の要因となることから、学校・家庭・地域が連携しながら、「早寝・早起き・朝ごはん」などの望ましい生活習慣の定着や食育などを推進します。
- ・ アレルギー疾患等、多様化深刻化する子どもの健康課題に対応するため、児童生徒の健康に関する実態を把握し、学校医の助言のもと教職員が共通理解を図るなど、組織的に支援する体制をつくります。
- ・ 幼児期からの運動習慣づくりを推進するため、幼児期の運動遊びに係る指導者の資質及び指導力の向上を図るとともに、この時期の運動遊びの重要性について保護者の啓発を促します。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが運動習慣を身に付けることができるよう取り組みます。
- 2 家庭や地域は、学校と協働しながら、望ましい生活習慣や運動習慣の確立、食育の推進などに取り組みます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、家庭や地域と協働した学校の主体的な取組を支援します。

#### (5) 具体的な推進方策

## 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

### (1) 現状と課題

- 1 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、各学校においては、一人ひとりに応じた教育が実現されるよう試行錯誤を重ねながら、指導や支援を進めています。国においても、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」が策定されるなど、地域の学校も含めた特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。
- 2 特別支援教育ボランティアの登録者数の増加など、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解は進んでいますが、共生社会の形成に向けて、さらに関係機関との連携を図りながら、障がいのある人とない人との相互理解が促進されるような取組を進める必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 幼稚園から高等学校まで、特別な支援のための教育環境が整い、就学前から卒業後までの、切れ目のない一貫した教育が実現しています。
- 2 障がいのある児童生徒一人ひとりが、その存在が認められ、個々の教育的ニーズにきめ細かく応える支援体制のもと、地域の学校で障がいのない子ども達と「共に学び、共に育つ教育」が実現しています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

### ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 個々に応じたきめ細かな支援を行うため、通常の学級及び特別支援学級における「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づく指導の充実を図るほか、引継ぎシートや就学支援ファイル等を活用することにより、就学や各学校段階における引継ぎが適切に行われるよう取り組みます。
- ・ 就労を希望する生徒の進路実現を図るため、特別支援学校と企業関係者等との連携の場を継続的に設けます。

また、特別支援学校技能認定制度を実施し、企業側の生徒の理解を促進するとともに、就労サポーター制度の活用を広げ、職業教育の充実を図り、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

#### 2 特別支援教育の多様なニーズへの対応

- ・ 障がいのある人とない人との相互理解が促進されるよう、交流籍を活用した特別支援学校の児童生徒と小学校・中学校等の児童生徒との交流や共同学習の推進など、特別支援学校と地域の学校が交流する機会を設けることにより、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小学校・中学校等及び高等学校の通常の学級においても、発達障がい等の特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることから、教育的ニーズに応じた指導である「通級による指導」を推進します。
- ・ 障がいのある児童生徒に対するICT（タブレット端末）を活用した合理的配慮を提供するため、教員がICTを活用した授業を実践するための研修を充実します。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整えるため、学校への看護師の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための看護師を対象とした研修を実施します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、二戸地区への小・中・高等部を有する特別支援学校の設置について、市町村などの関係機関との検討を進めます。
- ・ 特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、幼稚園や小学校・中学校等からの要請に応じて、専門性を生かしながら適切な助言や援助を行い、地域の特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の外部専門家による助言や援助などを活用した指導・支援の充実を図ります。

### 3 教職員の専門性の向上

- ・ 幼稚園、小学校・中学校等及び高等学校の教員の特別支援教育の専門性を図るため、実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。

### 4 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

- ・ 県民の特別支援教育への理解や参加促進を図るため、特別支援教育ボランティアの養成などによる啓発活動に取り組みます。
- ・ 共生社会の形成に向けた県民理解の醸成を図るため、特別支援教育や障がいをテーマとした県民向けの公開講座を実施します。

## (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 幼稚園、保育所及び学校は、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組みます。
- 2 家庭、地域及び企業は、サポーターやボランティアとして、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する教育活動に協力します。
- 3 労働・福祉関係機関は、児童生徒の就労や自立に向けた支援を行います。
- 4 県と市町村の教育委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、就学前から高等学校卒業までの一貫した支援ができるように、保健福祉及び雇用労働担当部署と連携して取り組みます。

また、県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組みます。

## (5) 具体的な推進方策

**(1) 現状と課題**

- 1 いじめを一因とする自殺事案の発生を契機として、学校におけるいじめ防止対策に関する意識が高まり、いじめはいけないことだと思える児童生徒の割合が増えてきていますが、さらにその割合を増加していくとともに、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの取組を推進する必要があります。
- 2 学校における教育相談体制の充実などを背景に、小学校・中学校等における不登校児童生徒の出現率は全国水準より低く推移していますが、引き続き、いじめや不登校などの学校不適応に対する未然防止や、発生した場合の早期発見・早期対応に力を入れて取り組む必要があります。
- 3 スマートフォンなどが子どもたちにも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷などのいじめやSNS等を通じた犯罪や違法行為に巻き込まれる危険性などの問題が深刻化していることを踏まえ、情報モラルについての指導が一層重要となっています。

**(2) 目指す姿**

- 1 学校における組織的な対応や関係機関との連携などにより、いじめや不登校などの学校不適応に対する未然防止、発生した場合の早期発見・早期対応に向けた適切な対応が図られています。
- 2 多岐にわたる不登校の原因等の実態把握を行い、適切な支援や指導につなげるための心のサポートや相談体制の充実が図られ、スクールカウンセラーなどの専門職種や関係機関等との連携・協力の促進により、児童生徒や保護者が相談しやすい環境が構築され、不登校の児童生徒が減少しています。
- 3 家庭との連携を図りながら、学校における情報モラルの教育を推進することにより、子ども自身が情報を正しく安全に利用しています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

### ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止対策の推進

- 各学校において、いじめの積極的認知、情報共有及び組織的な対応が確実に  
行われるよう、全ての公立小学校・中学校等及び県立学校において策定した「学  
校いじめ防止基本方針」や学校に設置した「いじめ防止等の対策のための組織」  
の検証と適切な見直しを行います。
- いじめの未然防止に向け、児童生徒会活動などの児童生徒の主体的な取組を  
促進するとともに、学校、家庭及び地域での社会活動への参加を通じ、思いや  
りの心や社会性を育成する道徳教育を推進します。

#### 2 組織的な指導体制による、いじめ事案への適切な対処

- 教職員の生徒指導及び教育相談の資質向上を図るため、各種研修会等を開催  
するとともに、学校におけるいじめ防止に向けた指導体制の充実を図るため、  
「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」の活用の徹底を図ります。
- いじめが生じた際の迅速な対応と、いじめの実態を把握し、早期に組織的な  
対応を行うため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談の実施  
の徹底を図ります。

#### 3 教員による居場所づくりなどによる不登校対策の推進

- 教職員の指導力向上を図るため、児童生徒一人ひとりへの適切な援助や支援  
を充実させ、学校の教育相談体制の確立を図り、各種研修講座や校内研修を実  
施します。
- 多様化・複雑化している相談事例に適切に対応できる体制を整備し、児童生  
徒の学校復帰に向けた支援を行うため、総合教育センターに自立相談支援員等  
の専門の職員を配置します。

#### 4 児童生徒に寄り添った計画的な支援の充実

- ・ いじめや不登校などの個々の事案に応じた支援体制の強化を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置します。
- ・ きめ細かな相談体制の充実を図るため、24時間子どもSOSダイヤルやメール相談を行います。

#### 5 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

- ・ スマートフォン等の情報機器の利用における危険性や問題点を児童生徒に理解させる情報モラルに関する指導を充実させるため、教員研修を実施するとともに、保護者への啓発活動を推進します。
- ・ 地域ぐるみでの指導体制の確立を図るため、いじめの未然防止と早期発見に向けた家庭や地域及び関係機関との連携を深める取組を推進します。

### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、いじめや不登校などの学校不適應に対する組織的な未然防止、早期発見・早期対応に努めるほか、情報モラル教育の実践と保護者への啓発を行います。
- 2 家庭、地域及び関係機関は、児童生徒が思いやりの心や社会性が育成できるよう、体験活動等に協働して取り組むとともに、スマートフォン等の利用に関するルールづくりを行います。
- 3 県と市町村の教育委員会は、それぞれが課題を共有しながら、各学校における取組を支援するとともに、教育相談体制の一層の充実に取り組めます。

### (5) 具体的な推進方策

## (1) 現状と課題

- 1 全国で登下校時に幼児児童生徒が被害に遭う事件事故が発生しており、児童生徒等の事故等の未然防止に向けて、通学時の見守りや学校における安全管理等の充実が求められています。
- 2 各学校において、校長のリーダーシップのもと、学校経営計画を策定し、保護者や地域の評価も取り入れながら学校評価が行われていますが、今後においても教職員や保護者、地域住民等が学校運営の現状や課題について共有することにより、さらに相互理解を深めることが求められています。
- 3 子どもの貧困率が増加傾向にある中で、国においても、給付型奨学金制度の創設をはじめ教育無償化に向けた動きが加速しており、子どもの将来が生まれ育った環境や家庭の経済状況などに左右されないよう、教育機会の確保が求められています。
- 4 児童生徒の減少を背景に、小規模化や学校の統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や多様なニーズに応える学校づくりが求められています。
- 5 第2次ベビーブーム等に対応して採用した教員の大量退職により、新採用教員等の増加が見込まれており、高い志を持つ有為な人材を引き続き確保していく必要があります。
- 6 いじめや不登校などの多様化した教育課題や、子どもの貧困対策への対応など、教職員に対する期待が高まっていることや部活動従事時間の増加などにより、全国的に教職員の長時間勤務による負担が増加しており、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があります。
- 7 東日本大震災津波の発災以降、学校施設の災害復旧や、耐震化整備を優先的に実施してきていますが、その間に施設の老朽化が進行していることから、学校施設の老朽化対策に計画的に取り組む必要があります。



## ② 目指す姿

- 1 安全点検などによる学校管理下における児童生徒等の事故等の未然防止など、学校安全計画を組織的に推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関の連携による児童生徒等の学校安全環境が確保されています。
- 2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進や、学校マネジメントの充実・強化により、学校・家庭・地域の連携・協働による、地域とともにある学校づくりが推進されています。
- 3 様々な就学に関する支援制度により、家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されず、児童生徒の誰もが安心して学ぶことのできる教育機会が確保されています。
- 4 県立学校において、より良い教育環境の確保や魅力ある学校づくりの推進により、教育の質の保証と学ぶ機会の保障の調和が図られています。
- 5 学校、地域及び関係団体が連携した適応指導教室やI L C誘致により増加が見込まれる外国人子弟の学びの場など、多様なニーズに対応した教育機会が提供されています。
- 6 多様な評価に基づく採用選考試験の実施や、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づく体系的な資質向上研修などにより、高い志を持つ有為な教員の確保と資質の向上が図られています。
- 7 学校における働き方改革を通じて、管理職の適切なマネジメントや、ICTの活用などによる教職員の勤務負担の軽減が図られ、業務への充実感や健康面での安心感の向上により、心身共に健康で、意欲を持って子どもたちに向き合っていくための環境が整備されています。
- 8 学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実が図られています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

### ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 安心して学べる環境の整備

- ・ 学校管理下における事故等の未然防止や被害軽減のため、学校安全計画や危機管理マニュアル、事故対応指針を十分に理解するための教職員への研修・訓練を行います。
- ・ 保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、通学時の見守りや通学路の定期的な点検を行うとともに、児童生徒に対して、交通ルールや安全に関する必要な知識・技能を身に付けさせるための安全教育に取り組みます。

#### 2 目標達成型の学校経営の推進

- ・ 地域とともにある学校づくりを推進するため、学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクール等の仕組みを活かし、学校経営計画で設定した目標の達成状況や進め方などについての評価を広く公表するとともに、その結果を踏まえた学校運営の改善に取り組みます。

#### 3 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保

- ・ 生徒が経済的理由で就学をあきらめることのないよう、小学校・中学校等における学用品の支援を行う就学支援金、授業料の支援を行う高等学校等就学支援金、給付型奨学金の給付などを対象世帯に周知し、適切な運用を図っていきます。

#### 4 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 地域産業や今後のいわての復興・発展を支え、ふるさとを守る人材を育成するという観点から、学校・地域社会が相互に連携してより良い教育環境を整えていくため、地域社会や地域産業との交流・連携の強化を図る取組を進めると

ともに、小規模校のあり方も含めた「学びの機会の保障」と、ICT技術の進展や外部資源の活用も踏まえた「教育の質の保証」との調和に努めながら、新たな県立高等学校再編計画の策定など、魅力ある学校づくりを推進します。

#### 5 多様なニーズに対応する教育機会の提供

- 多様な教育ニーズに対応していくため、県内自治体が設置している適応指導教室等と連携し、不登校児童生徒への教育機会を提供していくとともに、ILC誘致により増加が見込まれている外国人子弟の学びの場を、関係機関と連携して確保します。

#### 6 高い志を持つ有為な人材の確保と育成

- 高い志を持つ有為な人材を確保していくため、求める教員像を明確にするとともに、社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の内容や選考区分などの見直しを行います。
- 教員の資質の向上を図るため、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づいた、体系的な研修を行います。

#### 7 教職員の働き方改革

- 「チームとしての学校」を構築していくため、小学校・中学校全学年での少人数学級の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ等の配置を行います。
- 部活動の適正な運営を図るため、公立中学校や県立高等学校への部活動指導員の配置や、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休業日及び活動時間の基準の徹底を図ります。
- 教職員の業務改善を図るため、校務支援システムの改修や、学校経営マネジメントに関する研究、教員等のワーキンググループによる業務のスクラップアンドビルドの検討等を行います。
- 教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカードの導入による客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定、留守番電話等による時間外の電話対応などを進めます。
- 労働安全衛生体制の確立を図るため、小学校・中学校等を対象とする労働安全衛生管理研修会の開催や、長時間勤務者への産業医による保健指導、専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置等を行います。

#### 8 私立学校の特色ある学校教育の推進

- 建学の精神に基づき、多様な個性を持つ幼児児童生徒の能力を活かしながら、私立学校における多様なニーズに対応した特色ある教育を展開します。

## 9 学校施設の整備

- ・ 児童生徒が安心して学べるとともに、新たな教育ニーズ等にも対応するため、学校施設の長寿命化改良や施設整備の充実等に計画的に取り組めます。

### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、目標達成型の学校経営計画の策定とPDCAサイクルによる学校マネジメントを実践など、家庭・地域との連携によるコミュニティ・スクールの仕組みを活かした学校評価に取り組めます。  
各県立学校においては、「岩手県教職員働き方改革プラン」を踏まえ、学校毎のアクションプランを策定し、主体的に働き方改革の取組を進めます。
- 2 家庭、地域及び関係機関は、各学校の学校評価等の取組に参画・協働します。
- 3 県と市町村の教育委員会は、各学校が行う学校安全、学校評価、働きかた改革、魅力ある学校づくり等の取組を支援します。  
また、学校と連携しながら、計画的な学校施設整備を進めます。
- 4 私立学校は、建学の精神と独自の校風のもと、それぞれの強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動に取り組めます。
- 5 県は、各私立学校の特色ある教育活動の充実を図るため、運営費をはじめとした各種助成などにより支援を行います。

### (5) 具体的な推進方策

## 社会教育

### 8 学校と家庭・地域が協働して子どもを守り、育てる仕組みづくり

#### (1) 現状と課題

- 1 地域の人々が集い、交流する場や機会が少なくなっているなど、地域における人間関係や連帯感が希薄化し、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、半世紀以上の歴史を持つ教育振興運動の基盤を活用した地域学校協働活動の推進等、学校、家庭、地域が一体となって教育の振興に取り組む仕組みの再構築が必要です。
- 2 学校においては、学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実現のため、カリキュラム・マネジメントや「岩手県ふるさと振興総合戦略」等により、家庭や地域の教育力を生かし、学校や家庭、地域が教育におけるそれぞれの役割と責任を改めて確認しながら、連携を一層強めていく必要があります。
- 3 核家族化に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の伝承が難しくなっており、また、育児に対しての悩みや不安を抱えて孤立感等を募らせるなど、家庭の子育て機能が低下してきている傾向にあることから、子育てや家庭教育に取り組む親等を支援する積極的な取組が必要です。

#### (2) 目指す姿

- 1 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの推進や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の仕組みを活かした学校評価に基づく目標達成型の学校経営などにより、学校、家庭、地域の連携・協働体制が構築され、学校に加え家庭・地域の教育力の向上が図られています。
- 2 教育課題や学校を取り巻く諸課題の解決に向け、地域の状況に応じた全体での推進体制が構築され、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動等の充実によって、学校・家庭・地域の抱える課題が自主的に解決されています。
- 3 子育てや家庭教育に関する交流、学習の場や機会が提供され、地域全体で子どもを育てていく環境が整っています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

### ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- 学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てていく環境をつくっていくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを活かした目標達成型の学校経営の取組や、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動等の充実などにより、学校、家庭、地域が連携した仕組みを再構築していきます。

#### 2 地域の教育課題の解決

- 地域の教育課題を地域の中で解決していくことができるようにするため、学習活動を重視した地域学校協働活動等の取組を推進します

#### 3 多様な体験活動の充実

- 多様な体験活動の充実を図っていくため、県内の特色ある体験活動事例を収集し、市町村や実践区に向けて積極的に情報提供するとともに、図書館や博物館、美術館、青少年の家などの社会教育施設等による体験活動などの学習の機会や場を提供します。

#### 4 家庭教育の充実

- 子どもたちが基本的な生活習慣を身に付けることができるようにするため、幼児期からの家庭での子育てや家庭教育の取組を推進していくとともに、子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を進めます。
- 家庭教育に関する相談窓口を開設するとともに、関係者の資質向上やネットワークづくりに関する研修会等を開催します。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、目標達成型の学校経営計画の策定とP D C Aサイクルの考えに沿った学校マネジメントを実践し、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた特色ある教育活動を展開します。

また、校長のリーダーシップのもと、コミュニティ・スクールの仕組み等を活かした家庭・地域の支援を得た学校運営を展開し、家庭・地域との連携を深めます。

- 2 家庭・地域は、家庭学習の習慣付けや体験活動への協力など、学校と協働する取組を進めます。

また、各学校の学校経営計画や学校評価等を踏まえた教育活動に参画・協働します。

- 3 県と市町村の教育委員会は、学校・家庭・地域が連携するための仕組みをつくり、推進していきます。

また、各学校において実効的な学校評価が行われるように支援するとともに、特色ある教育活動の展開について、関係機関等と連携を図りながら適切な支援を行います。

#### (5) 具体的な推進方策

**(1) 現状と課題**

- 1 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、人生 100 年時代を迎える中、新しい時代に対応する自立した個人や地域コミュニティの維持・向上を図っていくためには、生涯にわたって地域社会に貢献し続ける人づくりが求められています。
- 2 県立社会教育施設の利用や、市町村主催の各種講座への参加などを通じ、多くの県民が生涯学習に積極的に取り組んでいます。生涯学習の多様な活動を県民全てに行きわたらせていくことが必要です。
- 3 本県の小学生の読書率は全国的に高くなっており、さらに児童生徒や幅広い世代に読書の楽しさを実感させ、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成する必要があります。
- 4 博物館や青少年の家などの県立社会教育施設の老朽化が進んでいることから、老朽化対策に計画的に取り組むことが必要です。
- 5 地域の歴史を学ぶうえで文化財は貴重な財産であり、また、地域の活性化のために文化財を活用する環境が整備されてきており、地域に根ざした文化財を継承し、活用する体制の充実が求められています。

**(2) 目指す姿**

- 1 県民一人ひとりが、乳幼児期から青少年期までの家庭教育や学校教育で培ってきた基礎・基本の力をもとに、人生 100 年時代を迎える中で、文化芸術・スポーツなど、生涯を通じて学びたいことや学ぶ必要があることを自分に適した手段や方法で楽しく学ぶことにより、学びの成果が生きがいづくりにつながるとともに、地域の一員としての自覚や貢献を高めながら生活しています。
- 2 地域の課題解決のための学びの場を拡充し、学校、家庭、地域が連携した生涯学習を通じた地域づくりや社会づくりが進むことにより、地域コミュニティの維持・再生が図られています。
- 3 社会教育施設のほか、自然、文化、歴史など、岩手の有形・無形のあらゆる資源が、学びの対象や場となり、県民一人ひとりが、学びを通じて郷土に誇りを持



ち愛着を深めています。

- 4 県立社会教育施設の施設・設備が充実し、幅広い学びのニーズに応じて活用されています。
- 5 文化財が適切に保存・継承され、地域の活性化のために活用されています。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)

【目標設定の考え方】

### ③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 多様な学習機会の充実

- ・ 学習情報の提供や相談体制を充実させるとともに、社会教育施設や、自然、文化、歴史なども活用しながら、幼少年期の読書活動や学校教育で育まれる「生きる力」を基盤として、いつでも・だれでも・どこでも生涯にわたって学習を継続できる環境づくりに取り組みます。

#### 2 学びと活動の循環による地域の活性化

- ・ 学習成果を生かす環境づくりや地域コミュニティの活性化を図るため、地域課題の解決及び地域づくりに資する講座や地域学校協働活動に関する研修会を開催します。

#### 3 社会教育の中核を担う人材の育成

- ・ 社会教育の中核を担う人材を育成するため、各種指導者研修会を開催するとともに、指導者間の相互のネットワーク化を促します。

#### 4 次世代につなげる文化財の保存と継承

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用についての県の大綱を作成します。
- ・ 平泉町の柳之御所遺跡の調査研究成果を踏まえ、その整備と活用を、更に推進します。

## 5 学びの場となる施設の充実

- ・ 幅広い学びのニーズに対応した社会教育施設の充実を図るため、老朽化が進んでいる県立社会教育施設の計画的な大規模改造等を実施します。

### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 市町村やNPO・各種団体、企業等は、住民のニーズや地域課題を踏まえた学習機会の提供に努めるとともに、ボランティア活動や地域活動への参画を促すなど、その学びの成果が生かされる機会づくりに取り組みます。
- 2 県と県教育委員会は、市町村等との連携、協力を図りながら、市町村や各種団体が提供する学習機会の情報をはじめとする関連情報の集約、提供、ニーズに応じた指導者養成、及び研究成果の普及等を行い、多様な学習を支援する環境づくりを進めます。  
また、家庭教育や社会教育の充実を図るため、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の活性化の推進などの広域的な取組やその推進体制の整備を進めます。
- 3 県教育委員会は、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実や、文化財の周知、保存及び公開・活用について、更なる推進に取り組んでいきます。

### (5) 具体的な推進方策



